

レイクサイド北山における文字モニュメント制作及び設置業務委託仕様書

1 委託業務名

レイクサイド北山における文字モニュメント制作及び設置業務

2 業務の目的

佐賀県では、澄み渡る空のもと、豊かな自然や歴史・文化を活かし、屋外を中心とした観光や生活の新しいスタイル「OPEN-AIR 佐賀」を推進しており、レイクサイド北山には北山キャンプ場やフォレストラボ、北山少年自然の家などの魅力的な施設が在ることから、県内外から多くの利用者が訪れている。

本事業では、豊かな自然あふれるレイクサイド北山のロケーションの特性を活かし「文字モニュメント」を制作・設置することにより、新たなフォトスポットを創出し、同施設へのさらなる誘客やリピーターの獲得、利用者の満足度向上を図ることを目的とする。

3 業務の内容

(1) 文字モニュメントの制作

本事業の趣旨を尊重するとともに、レイクサイド北山のロケーションの特性を活かした文字モニュメントを制作する。

※工作物設置の許可申請は県が行うが、必要に応じて、デザインや設計等の変更を指示する場合がある。

(2) 制作した文字モニュメントの設置

下記の履行場所に、(1)で制作した文字モニュメントを設置する。

履行場所：レイクサイド北山（位置図は「別紙」を参照）

屋外に設置するため、利用者の安全面には十分留意のうえ設置すること。

なお、具体的な設置位置や設置方法、管理・メンテナンス手法については県と協議のうえ決定する。

4 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については、随時報告を行うものとする。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打ち合わせを行うものとする。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

5 成果物の提出

業務完了の際は業務完了報告書を作成し、本業務で制作・設置した文字モニュメントの設計図やデザインデータ、設置写真等と併せて県に提出する。

6 履行期間

委託契約締結日から令和7年1月31日まで

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者が本業務において制作・設置した文字モニュメントの著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責に帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本業務の範囲は文字モニュメントの設置までであり、設置後の維持管理は不要としている。ただし、設置日から起算して180日以内に、正常な管理のもとで故障したときは、受注者が自己の負担で修理又は交換するものとする。荒天、震災による故障はこれに該当しない。不測の事態が発生した場合は県と協議を行うものとする。
- (6) 受託者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (7) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ、決定する。

8 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、佐賀県と受託者との協議によって、変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、佐賀県と受託者との協議によって、決定するものとする。

8 その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ 上記ア・イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(2) 再委託に関する制限

ア 受託者は、佐賀県の承諾を得て、委託業務の一部を再委託できるものとする。ただし、受託者が提案した企画書に記載された実施体制によるものについては、佐賀県の承認を得ずに再委託することができるものとする。

イ 前項の場合において、受託者は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。